

議第 89 号 呉市スポーツ施設条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

本市では、平成 28 年度から呉市営プールの改築，それに隣接する多目的広場の増設，呉市体育館の改修，呉市総合スポーツセンターの備品整備等，市内の拠点スポーツ施設の整備を行ってきており，呉市体育館は平成 30 年 10 月から，呉市営プールは平成 30 年度内に供用を開始する予定です。

ついては，呉市営プール等建設工事，呉市体育館改修工事等により新たに整備される施設等について，使用料の額を定めるものです。

2 改正の内容

(1) 呉市二河公園多目的グラウンド

呉市営プールと合わせて整備する多目的広場の使用料及び広場に設置する夜間照明設備に係る使用料の額を定めます。

(2) 呉市体育館

大規模改修工事において新たに設置した特別照明（競技場の高天井用 LED 照明）及び競技場等の冷暖房設備の器具使用料の額を定めます。

(3) 呉市営プール

呉市営プールの改築に伴い施設使用料を見直すとともに，新たに設けるトレーニング室等の附属施設の使用料や器具使用料の額を定めます。また，廃止する売店に係る使用料の規定を削除します。

ア 屋内温水プールの施設使用料（個人使用及び専用使用）

イ トレーニング室及び会議室の附属施設使用料

ウ 放送設備，自動審判計時システム等の器具使用料

(4) 呉市総合スポーツセンター

新たに導入するフィールド競技用制限時間告知器の器具使用料の額を定めます。

3 使用料の設定

使用料原価を算定した上で，県内他都市や本市が管理する類似施設とのバランスを考慮した適正な額の使用料とします。

4 施行期日

公布の日から起算して 10 月を超えない範囲内において規則で定める日。ただし，次の各号に掲げる規定は，当該各号に定める日から施行します。

(1) 呉市体育館の特別照明等に係る器具使用料の設定 平成 30 年 10 月 1 日

(2) 呉市総合スポーツセンターのフィールド競技用制限時間告知器に係る器具使用料の設定 平成 31 年 3 月 1 日

5 第4次呉市長期総合計画との整合性

第3節 教育分野

第3項 文化・スポーツ

2 スポーツの振興

6 施設概要等

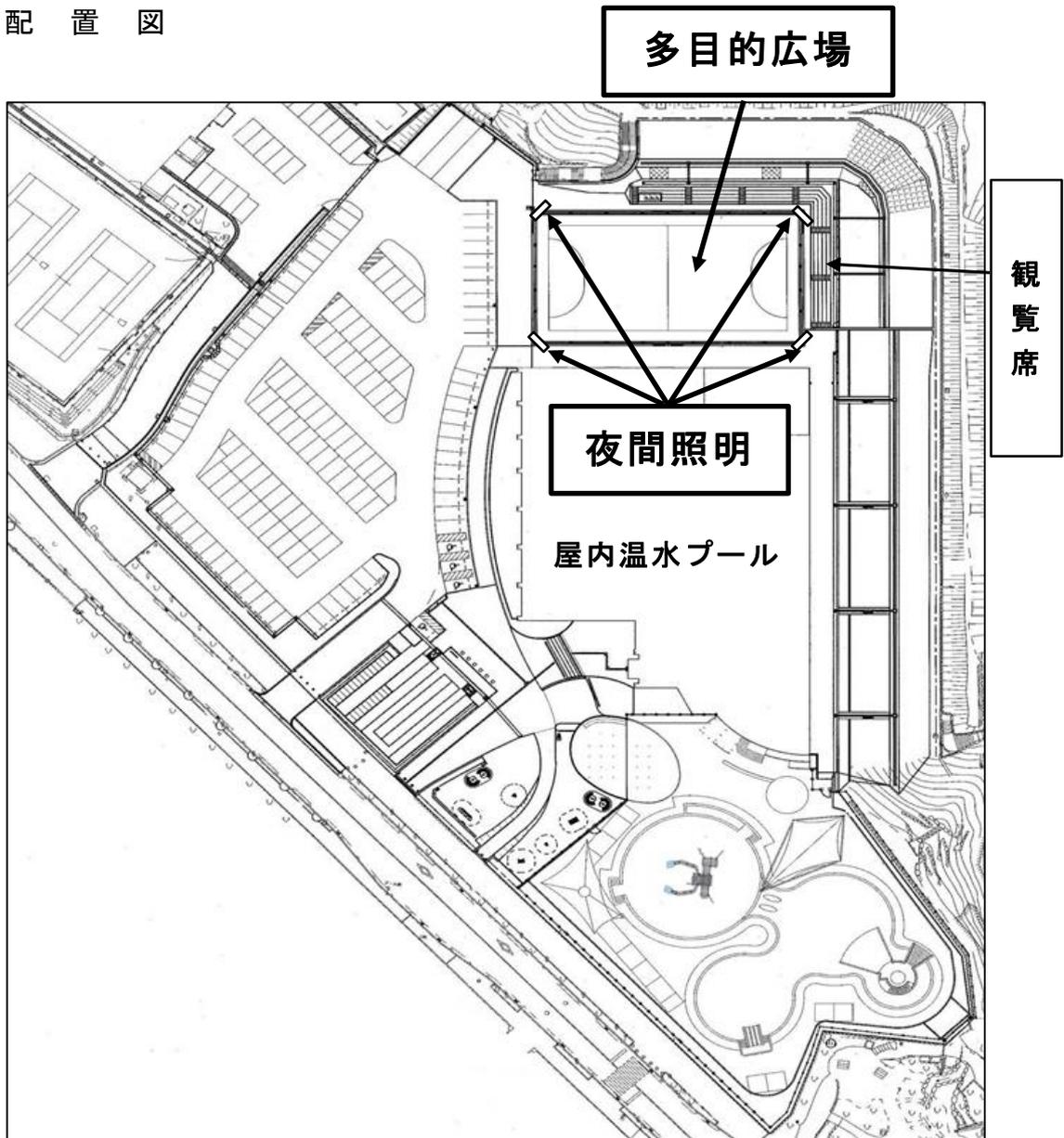
(1) 呉市二河公園多目的グラウンド（多目的広場）

ア 位置 呉市二河町地内

イ 敷地面積 約1,500平方メートル

ウ 主な施設等 多目的広場（人工芝舗装約1,000平方メートル），夜間照明（4基），防球ネット，観覧席等

エ 配置図



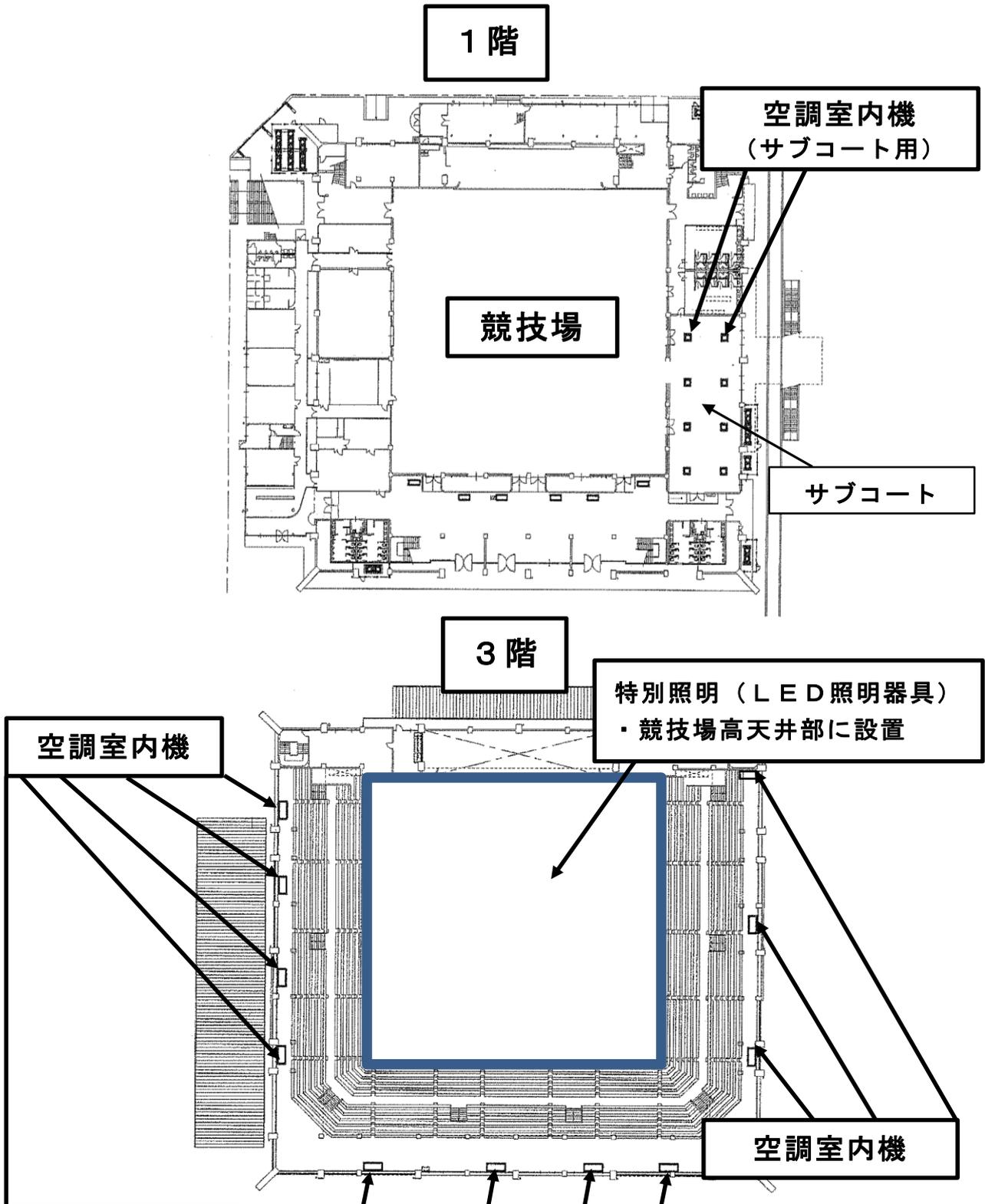
(2) 呉市体育館

ア 位 置 呉市中央4丁目1番1号

イ 延 べ 面 積 6,996.76平方メートル

ウ 主 な 施 設 等 競技場, サブコート, 事務室, 更衣室, 多目的トイレ, 会議室, 観覧席等

エ 平 面 図



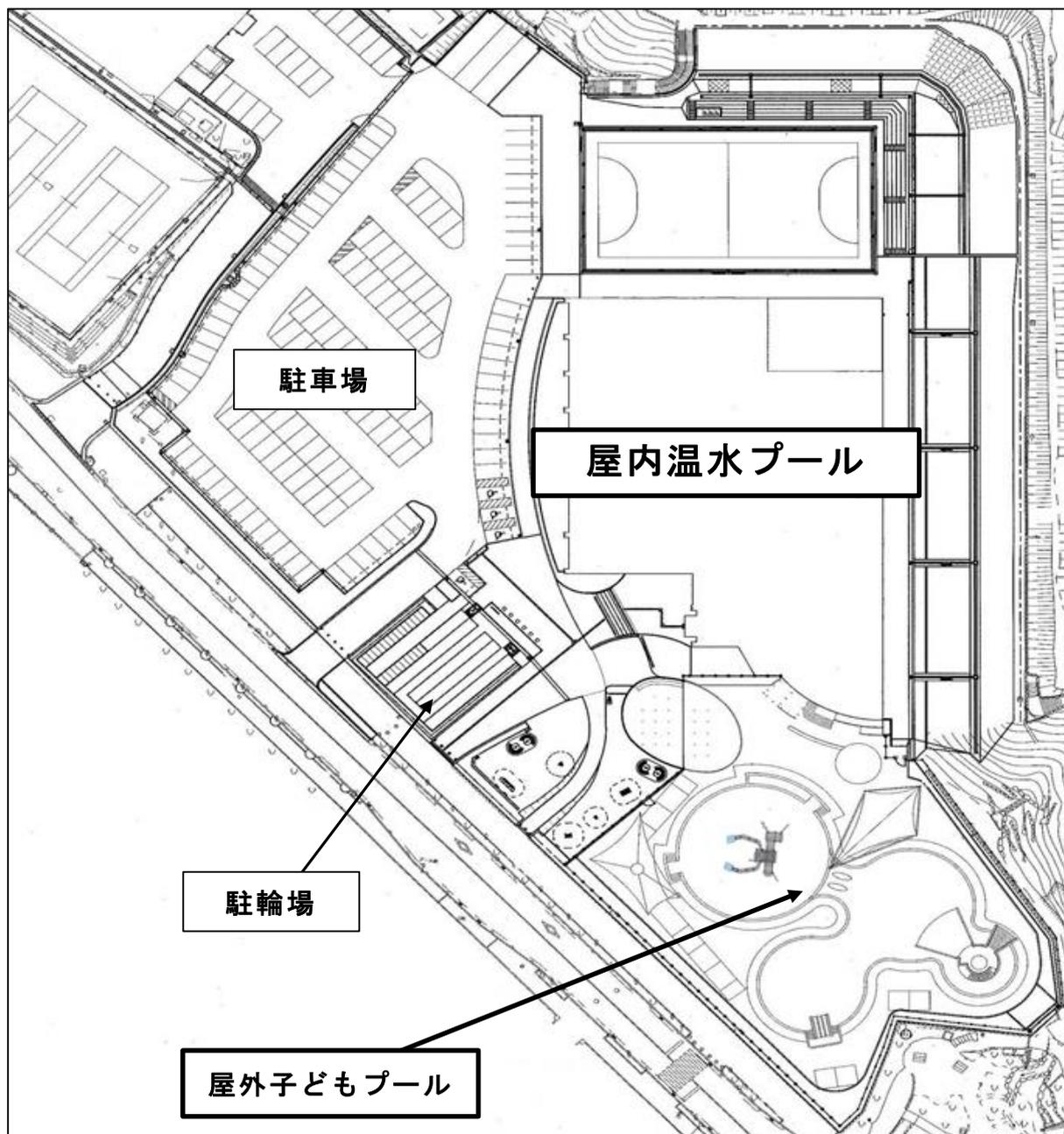
(3) 呉市営プール

ア 位 置 呉市二河町地内

イ 敷地面積 約19,700平方メートル

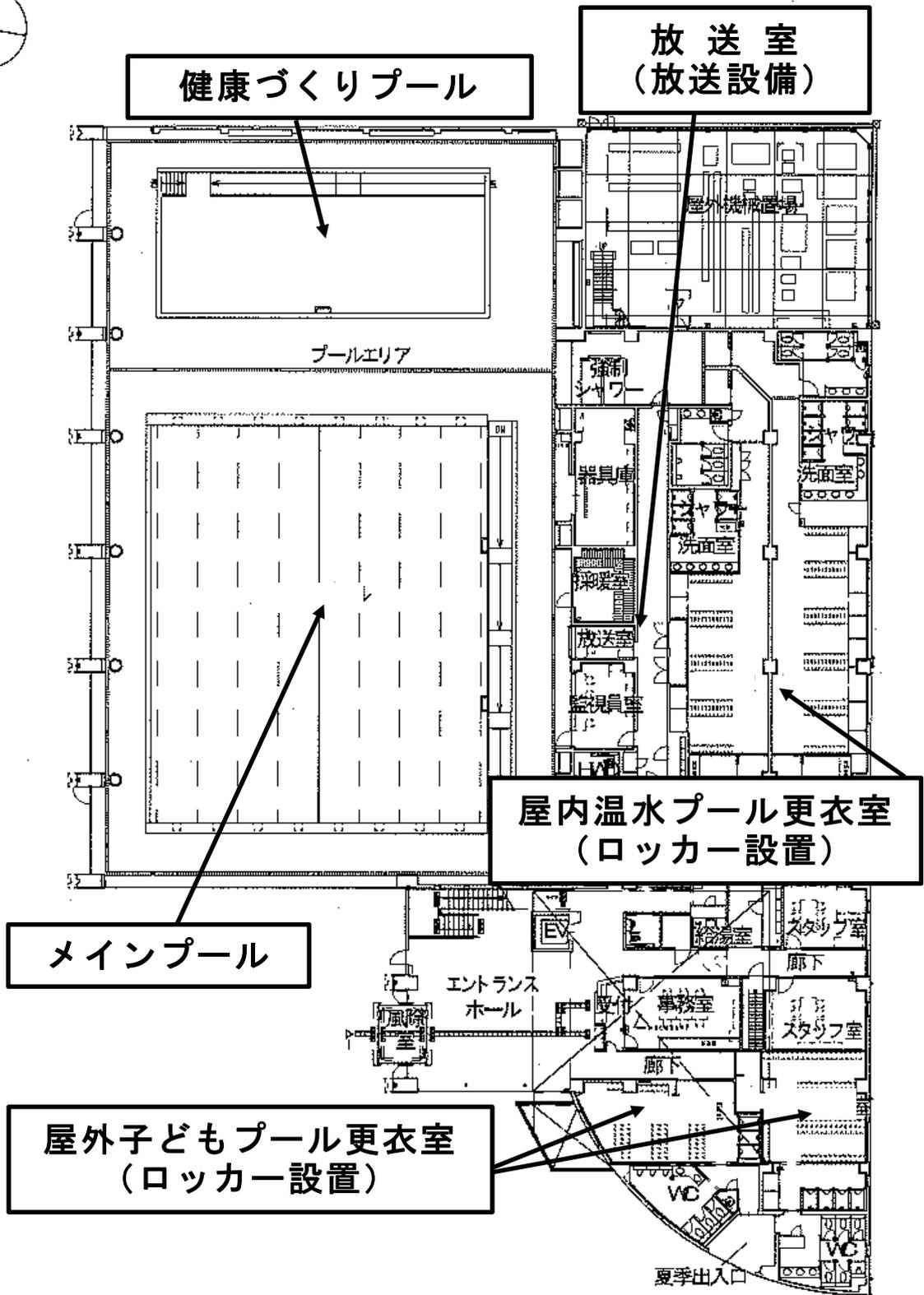
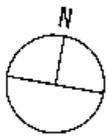
ウ 主な施設等 屋内温水プール(メインプール, 健康づくりプール, 事務室, 更衣室, 多目的トイレ, トレーニング室, 会議室, 観覧席等), 屋外子どもプール, 駐車場等

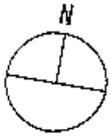
エ 配 置 図



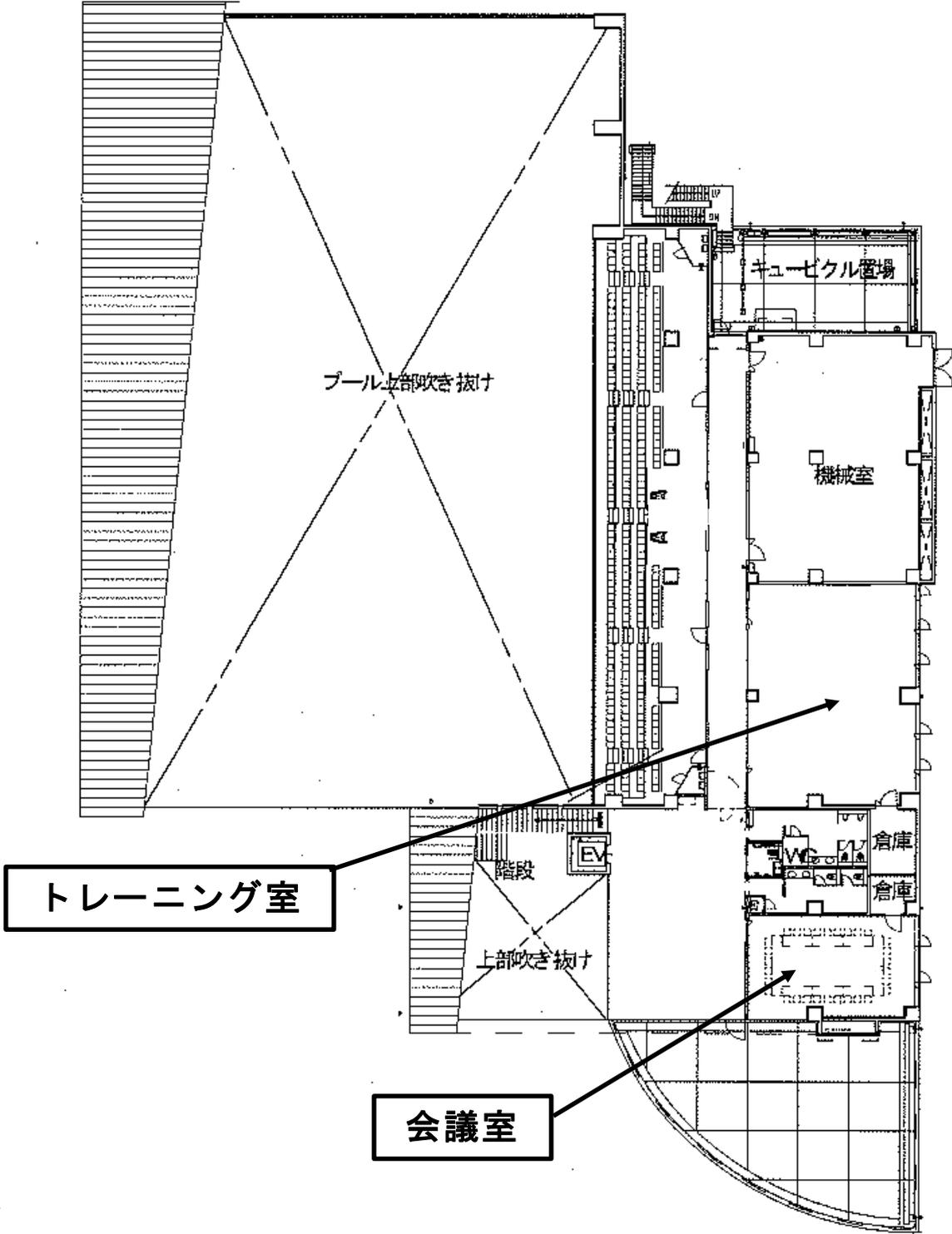
才 平 面 図

1 階





2階



(4) 呉市総合スポーツセンター（陸上競技場）

ア 位 置 呉市郷原町字ワラヒノ山地内

イ 主な施設等 トラック，スタンド，写真判定塔，器具庫，芝生席等

ウ フィールド競技用制限時間告知器

走り幅跳び，三段跳び等の競技において，競技者が試技をするための残り時間（試技時間）を表示する装置で，日本陸上競技連盟が公認する陸上競技場（3種）においては必備器具とされています。